

1 札幌市の地域福祉を取り巻く現状と課題

地域で支援を必要とする方の増加

- ・高齢化率 : 25.7% (H28) → 27.4% (R2)
- ・要介護認定者数 : 約102千人(H28)→約118千人(R5.3)
- ・障がい者数 : 約125千人(H28)→約132千人(R3)

近隣関係の希薄化等により、社会から孤立する方や世帯の増加

- ・近所付き合いの程度について「挨拶をする程度」「付き合いはない」と答えた方の合計（市民意識調査）：58.7%(H22)→59.8%(H28)→65.5%(R4)
- ・札幌市における単独世帯の割合：40.8%(H27)→43.6%(R2)

地域福祉活動の担い手の不足

- ・福まち活動者数 : 13,766人(H29)→12,003人(R3)
- ・民生委員・児童委員の充足率：95.5%(H28)→94.1%(R4)

地域福祉活動の認知度の低下

- ・福祉のまち推進センターの認知度：20.3%(H28)→16.9%(R4)
- ・地域活動に参加していない理由に「情報がないから」と答えた方（市民意識調査）：31.5%(H28)→45.4%(R4)

複合的な課題・制度の狭間の課題を抱えた世帯の増加

- ・8050、ダブルケア、ひきこもり、ごみ屋敷等の問題の増加

新たな担い手確保のための広報活動の強化、組織横断的な取組み、などが求められる。

2 計画改定に関連する国の動向

包括的な支援体制の構築が市町村の努力義務となる

社会福祉法第106条の3（要旨）（H30年4月1日施行）

市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

→様々な主体の相互の連携・協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められている。

地域福祉推進の理念と方向性が明確化

社会福祉法第4条1項（R3年4月1日施行）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

→「地域福祉推進＝地域共生社会の実現を目指すもの」として定義される。

3 基本理念・基本目標

本市の地域福祉を取り巻く課題や国の動向を踏まえ、次期地域福祉社会計画では、**地域共生社会の実現を目指す**ことを「基本理念」で表現するとともに、複雑化する地域の福祉課題に対応するため、様々な主体の**連携**による地域福祉の推進を基本目標の一つに設定する。

【基本理念】

互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、
みんなで創る安心して暮らし続けられるまち

様々な暮らしにくさや困りごとを抱える人が地域で安心して生活するためには、在宅生活を支える福祉サービスの充実だけではなく、地域の住民や、関係機関、事業者などが行う見守り活動やサロン活動といった支えあいを通じて、孤立を防ぎ、必要な支援につなげることが重要になります。

そして支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割を持って地域社会に参加するため、お互いに関心をもってつながり、支え合う「共生社会」の実現を目指していきます。

基本目標Ⅰ 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

孤立を防ぎ、暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域の住民や、関係機関、事業者などによる地域福祉活動の推進に向けた支援を行います。また、地域の防災活動など安全安心で暮らしやすい環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

地域生活における福祉的な課題への対応や成年後見制度の利用促進のため、行政・専門機関などによる相談・支援体制を整備していきます。

基本目標Ⅲ 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

地域の福祉活動を推進し、地域の様々な福祉的課題に対応していくため、地域住民や、関係機関、事業者、行政などが連携して取り組んでいきます。

【基本目標1】地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援	施策2 住民等による地域福祉活動の推進	施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備
<p>現状・課題</p> <p>本市では、地域における支え合い活動活性化のため、H7年から「福祉のまち推進事業」（以下、「福まち」とする）として、市内89か所に設置された「地区福祉のまち推進センター」（以下「地区福まち」とする）を中心に、地域住民の参加による高齢者等の見守り活動やサロン活動などの様々な地域福祉活動が行われている。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、福まち活動も様々な制約を受けたが、各地区ではそれぞれ工夫や努力により高齢者等の見守り活動などが継続されてきた。</p> <p>新型コロナウイルスが5類に移行し、日常生活も徐々に取り戻されてきている中、福まち活動を再び盛り上げて、地域のつながりを取り戻し、地域福祉活動を将来的に持続可能なものにしていく必要がある。</p> <p>そのため、地区福まちに対し運営面や、核となる人材の育成、新たな担い手の確保などの様々な支援に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>現状・課題</p> <p>困りごとを抱えた個人及び家族が地域で安心して生活するためには福祉サービスの提供のみならず、地域住民や、関係機関、事業者など、多様な主体による地域福祉活動が重要な役割を果たす。</p> <p>また、地域福祉活動においては、支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で地域社会に参加し、つながり、支えていくことが重要となる。</p> <p>本市では、これまでもボランティア活動の推進など地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備のほか、関係機関や事業者との連携の取組を進めてきた。</p> <p>ここ数年は新型コロナウイルスの感染拡大により、ボランティア活動に参加する機会が減少する状況が続いていたが、地域で支援を必要とする人の増加に対応していくためにも、多様な主体が地域福祉活動に参加し、地域福祉の推進に取り組んでいくことができるような環境づくりを進めていく必要がある。</p>	<p>現状・課題</p> <p>高齢者や障がいのある方を含む全ての地域住民が、地域で安心して生活するためには、建築物や交通機関、道路公園等の公共施設だけでなく、制度・文化・情報・意識上の障壁を解消するなど、日常生活の様々な支障を取り除く必要がある。</p> <p>また、地域での防災活動や災害発生時の助けあい活動が重要であるとともに災害発生時にボランティアを円滑に受け入れられる体制や医療体制の整備を進めていく必要がある。</p>
<p>主な取組み</p> <p>1-1見守り活動や日常生活支援活動の推進</p> <p>高齢者等の見守り活動は、孤立を防ぐとともに、困りごとを抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげることのできる福まちの重要な活動である。</p> <p>また福まちでは、ゴミ出しなど日常生活の様々な支援活動も行われており、地区福まちへの支援を通じ、こうした取組みを引き続き推進する。</p> <p>1-2サロン活動の推進</p> <p>高齢の方や障がいのある方の孤立を防ぎ、健康リスクを低減し、生きがいづくりにつながるサロン活動について、開催のための支援や、内容充実を図る研修等を通じて推進する。</p> <p>また、「1-1見守り活動や日常生活支援活動の推進」と併せて、新型コロナの影響により停滞した地域福祉活動のリスタートを目指す。</p> <p>1-3地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援</p> <p>地区福まちに対し、活動費の助成を行うとともに、各地区が実情に応じて様々な活動を展開できるよう、研修の実施、事例集の作成等により支援する。</p> <p>また、新たな担い手の確保につながるよう、子育て世代や子どもが参加できる活動の強化や、福まち活動の周知のための効果的な広報等を新たに検討・実施する。 人・広</p> <p>1-4 課題調整の中核を担う活動者の育成</p> <p>町内会・福祉推進委員会の見守り活動に対し助言を行ったり、困りごとを抱える人を速やかに関係機関につなぐなど、福まち活動における、コーディネート役となる活動者を育成する。</p> <p>・活動調整員養成講座 など</p>	<p>主な取組み</p> <p>2-1地域福祉活動の情報提供、周知啓発</p> <p>様々な地域福祉活動の周知のためホームページや広報誌による情報発信を行い、周知啓発を図る。</p> <p>2-2多様な主体や方法による地域福祉活動の推進</p> <p>多様な主体による様々な地域福祉活動を推進することにより、福祉的な困りごとを抱えた方の地域での生活を支える。</p> <p>・事業者見守り事業：協定締結事業者が訪問時に異変を発見した際に通報を行う。協定事業者を更に増やすため、事業のPRや参加の働きかけを行う。 人・広</p> <p>・地域見守りネットワーク会議：福祉のまち推進センター、民生委員・児童委員、見守り協定締結業者などが、地域の見守り体制構築に向けた情報共有を行う。</p> <p>・福祉除雪事業：自力での除雪が困難な方の自宅の出入り口部分等を地域の協力員が除雪を行う。また、今後も持続可能な制度とするため、新たな協力員の確保に向けた広報の強化に取り組む。 人・広</p> <p>・介護サポートポイント事業：介護サポーターとして登録した高齢者へ、介護施設でのボランティア活動に対して、換金のできるポイントを付与する。 など</p> <p>2-3ニーズや対象に合わせた学び・体験の実施</p> <p>小学校高学年向けに福祉やボランティア活動に関する副読本を作成・配布するなど福祉教育の取組みを推進するほか、地域福祉活動参加のきっかけとなるボランティア体験や研修など、幅広いニーズや世代に合わせた学びや体験を実施し、新たな担い手育成を図る。</p> <p>・ボランティア体験・福祉教育の推進など</p> <p>2-4ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援</p> <p>ボランティア団体に対して活動費の一部を助成する札幌市地域福祉振興助成金や、老人クラブが行うボランティア・文化・教育活動などに対し財政的な支援等を行う。</p> <p>2-5各種ボランティアの養成</p> <p>地域で認知症の方とその家族を見守る応援者を育成する認知症サポーター養成講座や見守り活動への市民参加を促進する地域見守りサポーター養成講座、子育てボランティアの養成など、様々なボランティアの養成を進める。</p> <p>2-6ボランティア活動センター運営事業</p> <p>ボランティアへの理解を深め、参加を促進するための相談や情報提供、研修等を行う。</p> <p>2-7寄付文化の醸成</p> <p>本市では、市民からの寄付を原資として地域福祉振興基金を造成し、福まち事業や福祉除雪事業などの地域福祉活動を推進する事業に充てている。より多くの市民等にこうした活動に興味を持ってもらい、継続的な支援を行えるよう、地域福祉振興基金の普及啓発とともに、赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携し寄付文化の造成を図る。</p> <p>2-8民生委員・児童委員活動の支援</p> <p>地域住民の中から選出され、地域の身近な相談役として、単身高齢者や知的障がい者の見守り等を行う民生委員・児童委員の活動を支援するため、研修や情報提供を行う。また新たな担い手確保のために、活動の負担軽減や広報強化に取り組む。 人・広</p>	<p>主な取組み</p> <p>3-1福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施</p> <p>福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障がいのある方などの社会参加を促し誰もが安心して快適に暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるため、心のバリアの解消につとめる。</p> <p>また、一定の要件を満たす札幌市が行う新增改築工事の場合、高齢者や障がいのある方によるバリアフリーチェックを行い、意見を求めるとともに、民間の公共的施設のバリアフリー改修費用を補助することにより、バリアフリー化を促進する。</p> <p>・心のバリアフリー推進事業・民間公共的施設バリアフリー補助事業など</p> <p>3-2福祉用具・介護用品の普及啓発</p> <p>福祉用具・介護用品の普及啓発のため展示や利用体験を行う。</p> <p>3-3自主防災活動の支援</p> <p>大災害時における地域での災害への対応力を高めるため、基礎的コミュニティである単位町内会等に対し、防災機材を助成するなど自主防災活動を支援する。</p> <p>3-4要配慮者避難支援事業</p> <p>本市が災害時の避難等に特に支援を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、要支援者の同意を得た上で、地域の避難支援の取組みに活用を希望する団体に提供し、地域での防災活動を推進する。また、先進的な取組事例等を各地域に広く発信すること等により、名簿を活用し避難支援に取り組む団体の拡大を図る。</p> <p>3-5個別避難計画作成の推進 新</p> <p>避難行動要支援者名簿掲載者のうち、災害危険区域に居住する重度の要介護者・障がいがある方を対象とした個別避難計画を作成する取組みを、行政が主導して進める。</p> <p>3-6要配慮者二次避難所(福祉避難所)の運営体制整備</p> <p>高齢者や障がいのある方など、災害発生時に一般の避難所での生活が困難な方のため、要配慮者二次避難所の開設・運営体制を整備する。</p> <p>また、学生等ボランティア派遣や、人員や物資の輸送等について協定を締結している大学や関係機関と連携し、福祉避難所の円滑な運営を支援する体制整備を進める。</p> <p>3-7災害ボランティアセンターの設置運営</p> <p>大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営のため、設置場所や活動のための資機材の確保について、協定を締結する社会福祉協議会と連携しながら取組みを進める。</p> <p>3-8災害医療体制の充実・強化 レ</p> <p>北海道胆振東部地震におけるブラックアウト等の経験を踏まえ、在宅酸素患者や透析患者など、医療的な支援を要する患者に対する災害時の医療提供体制を整備するとともに、医療機関や医師会等との訓練を実施することにより、札幌市の災害医療体制の充実・強化を図る。</p>

【基本目標II】 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます		【基本目標III】 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します		
施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実		施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進		
現状・課題	<p>高齢化の進行などにより、地域生活に暮らしにくさや困りごとを抱えた方が増えてきているとともに、困りごと複雑化・複合化してきており、在宅生活を支援するサービスや各種相談支援体制の充実が必要である。</p> <p>また、これまで各分野ごとに行われてきた行政と関係機関との連携・協働に加えて、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に対応するために、組織横断的な取組みが求められている。</p>	現状・課題	<p>成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が低下し財産の管理や日常生活に支障のある方を支えるための重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、国においてH28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、H30年には第一期、R4年には第二期となる「成年後見制度利用促進基本計画」が策定された。</p> <p>本市でも、R3年に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、R4年3月に成年後見制度の利用促進のため、中核機関となる成年後見推進センターを設置した。</p> <p>今後は成年後見制度をはじめとした権利擁護が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるために、相談援助職、相談支援機関、その他関係団体や法律や福祉の専門職等が連携して、地域全体で権利擁護支援に取り組んでいく必要がある。</p>	
	<p>4-1在宅生活を支援するサービスの充実</p> <p>在宅生活を支援するサービスや事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障がい者あんしんコール事業：心身に不安を抱える重度の障がい者等の自宅に専用の通信機器を設置し、各種相談・緊急通報へ対応する。 札幌市徘徊認知症高齢者SOSネットワーク：徘徊で行方不明となった認知症高齢者を道警が主体となり、地下鉄等の公共交通機関、郵便局、ラジオ局等の協力を得て捜索する。 さわやか収集：生活ごみを自分で排出することが難しい方に対し清掃事務所の職員が自宅を訪問し、ごみを収集する。 生活支援体制整備事業：高齢者の生活支援のため配置された生活支援コーディネーターにより、住民主体の活動の推進や、多様な主体との連携による地域で支え合う支援体制を推進する。 <p>4-2相談支援機関の充実</p> <p>地域の相談支援体制の充実を図り、多様な相談へ対応していく事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの機能強化事業：高齢者が地域で自立した生活ができるように、専門職が高齢者の相談・支援を実施する。また、団塊ジュニアが高齢者となる2040年を見据え、フレイル改善を強化するための専門員のモデル配置や、専門職員の処遇改善などを実施する。📍 介護予防センター運営業務：介護予防に関することや地域で閉じこもりがちな高齢者などの相談を受けるとともに、介護予防教室等の実施により、地域に根差した介護予防活動を推進する。 障がい者相談支援事業：障がい者からの相談に応じ、必要な援助等を総合的に行い、障がい者やその家族の地域における生活を支援する。 自殺総合対策事業：人材養成や電話等による相談支援事業、各区における地域密着型事業を実施するとともに、若年層の自殺防止対策を強化する。📍 ひきこもり対策推進事業：ひきこもり地域支援センターを活用したひきこもり支援を実施する。また、ひきこもり相談体制の相談員を増強する。📍 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築：制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に組織横断的な対応を行うため、R4年度からモデルとなる区役所に支援調整課を設置しており、今後、このような取り組みを推進していく。📍 <p>4-3各種専門員の資質向上</p> <p>介護支援専門員や社会福祉施設職員に対して研修を行い、各種専門員の資質向上を図る。</p> <p>4-4事業者の情報提供</p> <p>社会福祉法人や認知症高齢者グループホーム、障害福祉サービス事業所等に関する情報提供を推進する。</p>		<p>5-1地域連携ネットワークづくりに向けた取組み 📍</p> <p>権利擁護を必要とする人を速やかに成年後見制度等の利用へつなげるため、ケアマネジャーなどの相談援助職、地域包括支援センターや相談支援事業所などの相談支援機関、法律や福祉の専門職、行政などが連携して支援を行えるよう、地域連携ネットワークを構築する取組を強化する。</p> <p>5-2制度周知の広報活動</p> <p>ホームページやパンフレットを作成し、制度内容に関する広報活動を実施する。また、相談支援機関などを対象に研修等を行うことにより、制度利用が必要な方を早期に発見し、速やかに利用につなげる。</p> <p>5-3制度利用につながる相談支援</p> <p>成年後見制度に関する一般相談や、個別のケースの相談など、成年後見推進センターによる相談支援を行う。</p> <p>5-4成年後見制度利用支援事業</p> <p>成年後見制度の申立てをする親族がいない方については、市長による後見開始の申立を行う。また、資産や収入等の状況に応じた後見開始の申立て費用や後見人等の報酬助成の支援を行う。</p> <p>5-5後見人となる人材の育成 📍</p> <p>市民後見人を育成するとともに、実際に活動する市民後見人を増やすため、市民後見人が後見活動をスムーズに行うことができるよう、サポート対応などを検討する。</p> <p>5-6日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度への移行支援</p> <p>日常生活自立支援事業を推進するとともに、状況に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を支援する。</p> <p>5-7後見人に対する支援</p> <p>被後見人の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう、成年後見推進センターによる親族後見人に対する相談支援を継続する。</p>	
主な取組み		現状・課題	<p>6-1自立相談支援事業</p> <p>「生活就労支援センター(STEP)」を中心として、ハローワーク、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、法テラスなどの支援機関と連携しながら、生活困窮者の経済的自立に向けた相談や就労支援などを実施する。また、区役所・区民センター・ハローワークなどで出張相談会を開催する。</p> <p>6-2住居確保給付金事業</p> <p>離職等により住居を失うおそれのある方を対象に、一定期間、家賃の費用を給付する住居確保給付金事業を実施するとともに、早期就職に向けた支援を行う。</p> <p>6-3就労準備支援事業・認定就労訓練事業</p> <p>就労ボランティア体験事業により社会福祉施設でのボランティア体験や就労体験等を通じて、就労に向けた準備としての基礎能力形成から計画的で一貫した支援を行う。また、民間の認定就労訓練事業所と連携して、個々の状況に応じた段階的支援を行う。</p> <p>6-4一時生活支援事業</p> <p>「ホームレス相談支援センター(JOIN)」の設置により、住居を失った生活困窮者の生活基盤の再建に向けた支援とともに、一定期間、日常生活支援を行う。</p> <p>また、市内の巡回や生活相談会による路上生活者への働きかけや、ホームレスを排除しない社会づくりを進める。</p> <p>6-5子供の学習・生活支援事業</p> <p>生活困窮世帯の中学生に学習習慣を身に付けさせる学習支援を行い、基礎的な学力の向上を図り、高校進学を促進する。</p>	<p>7-1地域福祉における多様な主体の連携</p> <p>地域福祉推進のため、多様な主体が連携する取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域連携ネットワークづくりに向けた取組み：成年後見制度利用を必要とする人を速やかに制度利用へつなげるために、ケアマネジャーなどの相談援助職、地域包括支援センターや相談支援事業所などの相談支援機関、法律や福祉の専門職、行政などが連携して支援を行えるよう、地域連携ネットワークを構築する取組を強化する。〈再掲 5-1〉📍 生活支援体制整備事業：高齢者の生活支援のため配置された生活支援コーディネーターにより、住民主体の活動の推進や、多様な主体との連携による地域で支え合う支援体制を推進する。〈再掲 4-1〉 事業者見守り事業：協定締結事業者が訪問時に異変を発見した際に通報を行う。協定事業者を更に増やすため、事業のPRや参加の働きかけを行う。〈再掲 2-2〉📍 要配慮者二次避難所（福祉避難所）の運営体制整備：学生等ボランティア派遣や、人員や物資の輸送等について協定を締結している大学や関係機関と連携し、福祉避難所の円滑な運営を支援する体制整備を進める。〈再掲 3-6〉 自立相談支援事業：様々な支援機関と連携しながら就労支援を中心に支援を実施する、「生活就労支援センター（STEP）」の取組を推進する。〈再掲 6-1〉 <p>7-2複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築 📍</p> <p>制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に組織横断的な対応を行うため、R4年度からモデルとなる区役所に支援調整課を設置しており、今後、このような取り組みを推進していく。</p> <p>〈再掲 4-2〉</p> <p>7-3地域住民の活動をつなぐ取組み</p> <p>福祉のまち推進事業をさらに推進していくため、事例集等の作成やコーディネート役となる活動調整員の養成、連絡会議などを通じてたの地域とのノウハウや情報共有などの連携を支援する。〈再掲 1-2、1-3〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例集などの作成・活動調整員養成講座・福まちフォーラムの開催 など